

健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日以降、新規発行・再発行ともに終了となります

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針に基づき、現行の保険証の利用からマイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）での受診を基本とする仕組みへ移行し、健康保険証（以下、「保険証」という。）の新規発行や再発行が行われなくなります。

なお、マイナ保険証の手続きがお済みでない加入者様におかれましては、現行の保険証の経過措置期間内に早めの登録をお願いいたします。

1. 保険証の廃止について

(1) 保険証廃止に伴う経過措置期間について

令和 6 年 12 月 2 日（月）から全ての手続きにおいて「保険証」の発行ができません。

お手元にある保険証については、令和 6 年 12 月 2 日以降、経過措置により令和 7 年 1 月 1 日まで保険証として使用できますが、経過措置後は保険証の使用ができなくなりますので、マイナ保険証にて受診願います。

※経過措置終了日である令和 7 年 12 月 1 日までに資格喪失した場合には保険証を勤務先へ返却してください

※経過措置終了後は返却の必要はありません

(2) マイナ保険証への切り替えについて

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには「保険証利用登録」の手続きが必要となります。手続きがお済みでない方は早めの登録をお願いいたします。

～保険証の利用登録はこちらでできます～

- ① マイナポータル
- ② 医療機関窓口のカードリーダー
- ③ セブン銀行の A T M
- ④ 市区町村の窓口

マイナンバーカードの保険証利用について

(リンク先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

2. 保険証廃止後（令和6年12月2日）の対応について

(1) 「資格確認書」の交付について

次の事由に該当する方には、保険証に代えて「資格確認書」を交付します。

【申請交付事由】

- ① マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
- ② ベビーシッターや介助者等の第三者が要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者をいう）等に同行して資格確認を補助する必要がある者

【職権交付事由】

- ① マイナンバーカードを取得していない者
- ② マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録をしていない者
- ③ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
- ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた者
- ⑤ マイナンバーカードの返納者

上記の交付事由にあてはまる方については、資格取得届・被扶養者異動届の資格確認書発行要否欄の「発行が必要」にチェックをご記入いただくことになります。上記の交付事由以外の理由による交付は行わないため交付事由をよく確認のうえご記入いただきますようお願いいたします（勤務先の事務担当者へ発行理由をお伝えください）。

上記の交付事由に該当する場合は、申請理由を必ず選択記入のうえ、「資格確認書交付申請書」のご提出もお願いします。

※高齢受給者（70 から 74 歳までの加入者）の方には負担割合の表示がされます（高齢受給者証の発行は行いません）

※有効期限は令和 11 年 12 月 1 日まで（一部、短期有効期限の発行者あり）となります

※有効期限内に資格喪失した場合には資格確認書を返却してください

※有効期限後の返却の必要はありません

(2) 「資格情報のお知らせ」の交付について

「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証をお持ちの方の新規加入時や 70 歳以上での負担割合変更時等に交付し、次の場合に利用していただきます。

（氏名変更時の再発行は行いません）

- ① 医療機関等の受診時にマイナ保険証が利用できない時にマイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」を提示して受診します。「資格情報のお知らせ」のみでは受診できませんのでご注意ください。
- ② 各種給付金等の申請やお問い合わせの際に必要な記号・番号の把握ができます。

「資格情報のお知らせ」がお手元に届いた時点で、マイナ保険証を利用してオンライン資格確認（医療機関等の受診）が可能となっております。（届く前でもマイナポータルにログインしていただき、当組合の資格情報が確認できればオンライン資格確認を受けることができます）

※紛失・棄損など、再交付を希望する場合は「資格情報のお知らせ 再交付申請書」をご提出ください。ただし、マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」を参照できる場合は申請不要です

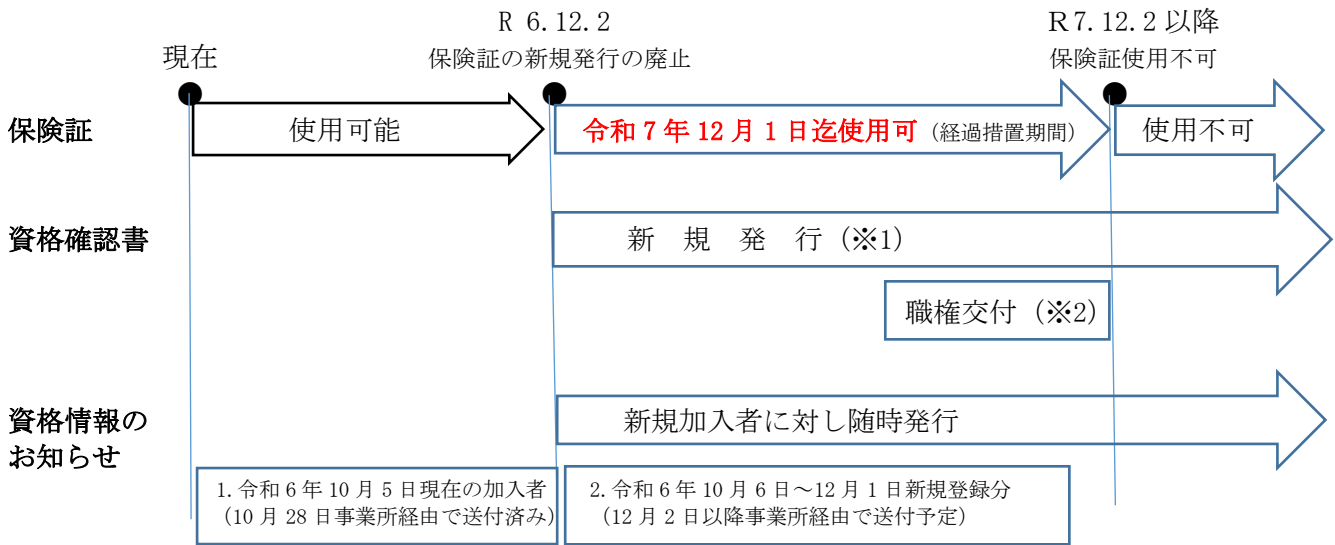
※資格喪失（扶養終了）した場合に返却の必要はありません

※令和 6 年 10 月 6 日以降 12 月 1 日までの新規登録加入者については、令和 6 年 12 月に事業所様経由で配付していただく予定となっております

【マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせとの比較】

名 称	形 状	取得方法	使用目的	使用方法	有効期限・返却等
マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカード取得後、保険証の利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	① マイナンバーカードの有効期限（１０年） ② 電子証明書 の有効期限（５年）
資格確認書	プラスチックカード	・新規加入者は資格取得届等提出時に発行の要否を申し出る ・既加入者でマイナ保険証をお持ちでない方やマイナ保険証未登録の方に職権交付	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するとき	医療機関等に提示	資格喪失日が有効期限内のものは回収、返却必要 有効期限：R11.12.1 （一部短期有効期限あり）
資格情報のお知らせ	A 4 ＊カードサイズに切り離す	・新規加入時に交付（R6.12.2以降） ・既加入者には R 6.10 月に交付済み（一部は令和 6 年 12 月以降に交付予定） ＊マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」でも代用可能	カードリーダーが使用できない医療機関等を受診するとき ＊機器や IC チップの不具合等を含む	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関等に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可	回収、返却不要

【保険証廃止に向けたスケジュール】



(※1) 令和 6 年 12 月 2 日以降、①「マイナカードを保有していない方」又は②「マイナカードを保有しているが保険証利用登録していない方」等に発行

(※2) 現行の保険証をお持ちの方で上記①②の該当の方に職権交付にて事業所様経由で配付
(令和 7 年 11 月予定)

健康保険証は2024年12月2日に廃止

医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナバーカードに保険証利用の登録をしたもの（手続き方法は裏面）

マイナ
保険証
始まっています！



今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？

メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか？

A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります

他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。

メリット
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に！！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。



患者の声

Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか？

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、健保組合に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶【何が便利になるの？メリット編】



健康保険組合連合会

千葉県医業健康保険組合

Q

なぜ、マイナ保険証によるオンライン資格確認が必要なのか？

マイナンバーカードを置いて本人確認



A

保険証の不正使用の防止や医療従事者の業務負担軽減につながります

マイナ保険証によって迅速な本人確認を行い、ご加入の健保組合におけるあなたの資格情報を把握し、なりすましや不正利用を防止したり、医療機関等の業務効率化を図ることができます。持続可能な医療保険制度を目指していくことに、ご理解とご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードの使い方の詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶【どうやって使うの？ 実践編】



手続きは簡単！

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここです

スマホで簡単！



<実証ベータ版> <正式版>

マイナポータル



医療機関窓口のカードリーダー

受診時に簡単にできます！



セブン銀行ATM

カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ！



市区町村の窓口

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶【どうやって申し込むの？ 今すぐできる！ 簡単申込み編】



マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得しましょう。
マイナンバーカード総合サイト▶



健保組合からお伝えしたいこと

健保組合では、誤登録再発防止のため、マイナンバー紐づけ登録時に、本人確認のため氏名・生年月日に加え住民票住所まで正確に確認する再発防止策を講じています。これらの対策により安心・安全にマイナ保険証がご利用いただけます。**医療機関で受診する際には、マイナ保険証をご利用ください。**

当組合の全加入者がマイナ保険証を利用することで、健保組合の事務効率化が図られ、適切な保険料利用につながります。保険証の利用登録がお済みでない場合は、本リーフレットを参考に早めに利用登録をお願いします。

参考

保険証の利用登録状況(令和6年9月末現在)

当健保組合加入者の

保険証の利用登録の割合 65.8%

保険者が行っている安心、安全のための対応策について、動画をご覧ください。

デジタル庁作成動画 ▶【報告と対策】



当健保組合は加入者の皆さまの健康増進を図り、良質で効率的な医療を受けられるよう、加入者の皆さまの安心・安全実現のために努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。